

加美町生涯学習普及推進支援事業（コミュニティライフ）について

1. 目的

加美町教育委員会（以下、町教育委員会）は、町内行政区等が行う生涯学習活動を支援、助成し、個性ある生涯学習活動を通して、区民の融和はもとより、地域の教育力向上やコミュニティ〔連帯意識〕の形成、地域課題への取り組みなどを促し、地域、町、学校等が、協働して活力と連帯感に満ちた地域づくりを推進していくことを目的とします。

2. 助成の対象

基本的に、町内の行政区（行政区全体または、区内の各団体など）を助成の対象とします。ただし、行政区の規模を勘案し、班を対象とすることも可能となります。更に、複数の行政区等が連携して実施する事業も対象とします。

3. 助成対象事業内容

事業の内容は、スポーツ関連事業を除き、その他は特定しません。また、単年の実施に留まることなく、継続して実施いただくよう努めてください。

事業の分野等については、別表を参照ください。

4. 講師謝金助成申請手続き及び申請書の提出

事業実施に伴う講師謝金助成を希望する行政区においては、所定の申請用紙に記入の上、事業実施1ヶ月前までに町教育委員会生涯学習課に提出してください。

5. 講師謝金助成申請書の受領、審査及び助成決定通知

提出された申請書は、町教育委員会生涯学習課において確認、審査し、適正と認めた場合は助成決定通知書を交付します。（審査内容は別に定めるものとします。）

なお、予算の執行状況等によっては、申請を打切らせていただくことになる場合もあります。

6. 助成対象期限及び回数

助成対象期限は当該年度内とし、助成回数は原則として1行政区1回とします。ただし、予算の執行状況等によって、複数回の助成が可能となる場合もありますが、他行政区等の新規申請を優先することになります。

7. 講師謝金助成額

講師謝金としての助成金は、1回につき上限2万円とします。

（1回1人：町内講師5千円、大崎管内講師1万円、大崎管外1万5千円）

8. 助成対象

助成対象は、研修会、講習会、講演会等における講師への謝金とします。

なお、助成の対象とならない場合も考えられますので、町教育委員会生涯学習課と十分に協議してください。

9. 実施報告書などの提出

事業が完了した場合は、速やかに（15日以内に）報告書等（資料や写真も添付）を担当課（町教育委員会生涯学習課）に提出してください。

10. 助成の解除

町教育委員会は、事業の助成を受けた行政区等が、事業実施に際して不正や不当な行為をした時、若しくは、事業の遂行が困難と認めた場合は、助成を解除または、変更することができます。その場合は、行政区等に対し助成金の一部、または全部の返還を命じることができるものとします。

11. 事業の変更

行政区等が事業を変更する場合、または、講師謝礼金額を変更する場合は、あらかじめ町教育委員会生涯学習課に連絡し、指示に従ってから事業を実施してください。

12. その他

- (1) 町教育委員会生涯学習課は、助成対象事業の実施に当たり、行政区の要請に応じて指導、助言を行うとともに、効果的な運営を図るため協力することができるものとします。
- (2) 町教育委員会生涯学習課は、必要に応じて助成対象事業の実施及び経理状況について実態調査を行うことができるものとします。
- (3) この要項に定めるものの他、助成対象事業の実施に関し、必要な事項は別に定めることができるものとします。

13. 問い合わせ

詳しくは、町教育委員会生涯学習課（電話：69-5113 FAX：69-6433）にお問い合わせください。

〔別 紙〕

1) 事業分野について

- ・ 健康と医療（心、体、脳、歯）
 - 食生活や食育（栄養素、食の安全、・・・）
 - 人権（子ども、青年、女性、高齢者等）
 - 男女共同参画
 - 教育（幼児、家庭、青少年、婦人、成人、高齢者等）
 - 物流、消費（生産・流通・販売・消費）
 - 少子高齢化（と社会構造）
 - 防災（地震、火災、異常気象災害等）
 - 交通安全
 - 情報（マスコミ）
 - 環境（美化、自然保護、公害、ゴミ）
 - 資源、エネルギー（水、太陽光、石油、石炭、原子力、エコエネルギー等）
- ・ 年金
 - 福祉（児童、障害者、高齢者、精神障害、認知症）
 - 職業能力
- ・ 芸術（絵画、写真、書・花・茶道等）
- ・ 伝統文化（音楽、劇、伝統芸能）
- ・ 生活文化
- ・ 歴史（日本史、世界史、ふるさとの歴史等）
- ・ 創作活動
- ・ 芸能、音楽
- ・ レクリエーション、ゲーム
- ・ 料理（日本・西洋・中華料理、菓子、デザート等）
- ・ ことば、方言、昔話
- ・ 農林漁業
- ・ 園芸
- ・ 法律
- ・ 道徳

2) 事業内容について（上記各事業分野における）

- ①研修会の開催
- ②講演会の開催
- ③講習会の開催
- ④実践活動の支援
- ⑤その他